

令和5年度農薬危害防止運動の実施について

厚生労働省医薬・生活衛生局長
農林水産省消費・安全局長
環境省水・大気環境局長

厚生労働省、農林水産省及び環境省では、毎年農薬危害防止運動を実施し、農薬の安全かつ適正な使用についての啓発等に努めてきました。

本年も間もなく本格的な農薬使用の時期を迎えることから、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底するため、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を策定し、これに基づいて、来る6月1日から3か月間を農薬危害防止運動期間として、全国的に農薬の安全かつ適正な使用を推進することとしています。

特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所において農薬が使用される場合には、散布した農薬の飛散による住民、子ども等の健康被害を防止するため、「住宅地における農薬使用について」（平成25年4月26日付け消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）に基づき農薬が適正に使用されるようお願いいたします。

